

商業登記の手引き

～富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業
に伴う町名地番変更～



富士見市

富士見市鶴瀬駅周辺地区整備事務所

はじめに

町名地番の変更により、会社等の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)の所在地や代表者等の住所が変更されます。該当する会社等の代表者等は、管轄の法務局に対して変更登記の手続きが必要になりますので、お手数をおかけしますが、この手引きをご参照のうえ、手続きをお願いいたします。

本書は、町名地番の変更による会社・法人等の変更登記の手続きに関する内容のみを乗せた冊子となります。住所変更等の手続き等を確認されたい場合は、同封します別冊の「住所変更の手引き」をご参照ください。

目次

1. 変更登記が必要な場合と登記期間	1
2. 本店の所在地の表示が変更になった場合	2
3. 支店の所在地の表示が変更になった場合	3
4. 代表者等の住所の表示が変更になった場合	4
5. 会社等が所有する不動産について	5
6. 登記申請書等の作成方法・記載例	6
【記載例1】株式会社の本店変更	7
【記載例2】株式会社の支店変更	8
【記載例3】株式会社の本店変更と代表取締役の住所変更（一括申請）	9
【記載例4】委任状（登記手続きを代理人に委任する場合）	10

1. 変更登記が必要な場合と登記期間

○変更登記が必要な場合

- ① 本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)の所在地の表示が変更になった場合(P 2、3 参照)
- ② 会社・法人の代表者等(株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役、合同会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団法人・一般財団法人の代表理事、協同組合の代表者等)の住所の表示が変更になった場合(P 4 参照)
- ③ 所在地の表示が変更となった会社等が、土地建物等の不動産について所有権等を有している場合(P 5 参照)

○登記すべき期間

- ①・② 本店(主たる事務所)を管轄する法務局へ、町名地番変更(令和 8 年 10 月 10 日)から 2 週間以内に手続きをお願いします。

※町名地番変更前は手続きできませんので、必ず町名地番変更後に手続きしてください。
- ③ 法人が所有する不動産の登記名義人の住所変更登記は、町名地番変更(令和 8 年 10 月 10 日)から 2 年以内に手続きが必要となります。

○変更登記をしなかった場合

変更登記を行わない場合、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることが出来ません。

○登録免許税

登録免許税は、登記申請の際に「町名地番変更証明書」を添付いただくと、免除になります。

2. 本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、「町名地番変更証明書」を添付して、**さいたま地方法務局法人登記部門**に申請(郵送でも可)してください。

(2) 参考例

「富士見市大字鶴馬〇〇〇〇番地〇」に本店を登記している「A株式会社」の所在地の表示が「富士見市鶴瀬西1丁目〇〇番地〇」に変更になった場合は次のとおりです。

- | | |
|---------|----------------------------------|
| ①必要書類 | 「変更登記申請書」(1通)
「町名地番変更証明書」(1通) |
| ②申請人 | 代表取締役 |
| ③登記期間 | 変更日から2週間以内 |
| ④申請書提出先 | さいたま地方法務局法人登記部門(郵送でも可) |

※変更登記申請書の記載方法は、P7をご参照ください。

3. 支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、「町名地番変更証明書」を添付して、**本店所在地を管轄する法務局**に申請(郵送でも可)してください。

(2) 参考例

埼玉県以外に本店がある「B株式会社」の支店の所在地の表示が、「富士見市大字鶴馬〇〇〇〇番地〇」から「富士見市鶴瀬西1丁目〇〇番地〇」に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | |
|---------|----------------------------------|
| ①必要書類 | 「変更登記申請書」(1通)
「町名地番変更証明書」(1通) |
| ②申請人 | 代表取締役 |
| ③登記期間 | 変更日から2週間以内 |
| ④申請書提出先 | 本店を管轄する法務局(郵送でも可) |

※変更登記申請書の記載方法は、P8をご参照ください。

4. 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等(株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役等)の「住所変更証明書」を添付して、**本店所在地を管轄する法務局**に申請(郵送でも可)してください。

(2) 参考例

富士見市に本店がある「C株式会社」の代表取締役(富士見 太郎さん)の住所の表示が「富士見市大字鶴馬〇〇〇〇番地〇」から、「富士見市鶴瀬西1丁目〇〇番地〇」に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ①必要書類 | 「変更登記申請書」(1通)
「住所変更証明書」(1通) |
| ②申請人 | 代表取締役 |
| ③登記期間 | 変更日から2週間以内 |
| ④申請書提出先 | 本店を管轄する法務局(郵送でも可) |

会社の本店と代表者等の住所がいずれも町名地番変更区域内にある場合、本店変更登記と代表者等の住所変更登記は、同時に(1枚の申請書で)手続きをすることができます。

この場合、申請書には会社分の「町名地番変更証明書」と代表者個人分の「住所変更証明書」をそれぞれ1通ずつ添付してください。

⇒記載例3(P9)参照

5. 会社等が所有する不動産について

(注)この手続きを行う前に「2. 本店の所在地の表示が変更になった場合(P 2)」の手続きにより本店所在地の変更登記を済ませる必要があります。

(1) 手続き

「登記申請書」に必要事項を記載し、本店の変更登記を済ませたことを証する「履歴事項全部証明書」を添付して、不動産所在地を管轄する法務局に申請してください。

(2) 参考例

「富士見市大字鶴馬〇〇〇〇番地〇」に本店がある「D株式会社」の本店の所在地の表示が、「富士見市鶴瀬西1丁目〇〇番地〇」に変更になり、同社が富士見市内またはそれ以外に土地を所有している場合の手続きは次のとおりです。

- ①必要書類 「登記申請書」(1通)
「履歴事項全部証明書」(1通)

※本店での変更登記が完了したことを証するもの

- ②申請人 代表取締役
③登記期間 変更日から2年以内
④申請書提出先 【富士見市内の場合】
さいたま地方法務局志木出張所(郵送でも可)
【それ以外の場合】
不動産所在地の管轄法務局(郵送でも可)

※「登記申請書」の作成方法等は、「住所変更の手引き」P 15に詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、「住所変更の手引き」では、添付書類として、「住所変更証明書」が必要となっておりますが、会社・法人の場合は、上記のとおり「履歴事項全部証明書」となりますので、ご注意ください。

「履歴事項全部証明書」は、本店での変更登記が完了したことを証明するために必要です。ただし、変更登記申請書に会社法人等番号(12桁)を記載することにより「履歴事項証明書」の添付を省略することができます。

※本店等の変更登記が完了した後、不動産の所有権の登記名義人が会社法人等番号を有する会社等であって、その会社法人等番号が所有権の登記に記録されているときは、登記官が職権で会社等の住所の変更の登記を行いますので、不動産登記に係る会社等の住所変更登記の手続きは不要になります。

6. 登記申請書等の作成方法・記載例

記載例 1～4 の登記申請書等記載上の注意

(1) 登記申請の一般原則について

登記申請は、原則として、当事者（会社等の代表者）又はその代理人が法務局に申請してください。

申請書には、会社の代表者が法務局に提出してある印鑑を押印してください。代理人によって申請する場合には、代理人が押印してください。申請書が2枚以上にわたるときは、申請書に押印した人が各ページの綴り目に契印をしてください。

郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書類在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。

(2) 登記の申請書様式について

申請書はA4の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。

文字は、直接パソコンを使用し入力するか、黒色ボールペンで、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

(3) 役員の住所変更の登記について

株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有する者です。取締役や監査役については、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じてても変更の登記をする必要はありません。

有限会社にあたっては、役員の住所に変更が生じた場合には、その変更を登記しなければなりません。

《書式の解説》

(注1) 会社の種類を記入してください。

(注2) 分かる場合に記載してください。

(注3) フリガナも記載してください。

(注4) 商業登記簿に記載されている所在地(変更前)を記載してください。「〇〇県」が登記簿の所在地についている場合は、「〇〇県」を付けてください。

(注5) 証明書に記載されている変更理由並びに、変更登記事項を記載してください。

(注6) 町名地番変更の年月日及び証明書の住所(町名地番変更実施後の住所)を省略せずに記入してください。

(注7) 市役所発行の「町名地番変更証明書」を添付する場合、登録免許税は免除されます。

(注8) 通数は、会社+該当取締役(有限会社は役員)の数を記入し、添付してください。

(注9) 代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

(注10) 本店所在地※、商号、代表取締役(有限会社は代表取締役又は会社を代表する取締役)の※住所氏名を記載してください。

※町名地番変更区域内の場合は、町名地番変更後の所在地、住所を記載してください。

(注11) 印鑑は、法務局に提出した印鑑を押印してください。

(注12) 代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印してください。この場合、登記申請書に代表取締役等の押印は不要です。

(注13) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、法務局の担当者から連絡するための連絡先の電話番号(平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。)を記載します。

【記載例 1】 株式会社の本店変更

※受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書 (注 1)

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 (注 2)
1. 商 号 マルマルショウジ
〇〇商事株式会社 (注 3)
1. 本 店 埼玉県富士見市 大字鶴馬〇〇〇〇番地〇 (注 4)
1. 登記の事由 町名地番号変更による 本店の変更 (注 5)
1. 登記すべき事項 令和 8 年 1 0 月 1 0 日区画整理による町名地番号変更
本 店 埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 (注 6)
1. 登録免許税 登録免許税法第 5 条第 5 号の規定により免除 (注 7)
1. 添付書類 町名地番変更証明書 〇 通 (注 8)
代理権限証書 1 通 (注 9)

上記のとおり登記の申請をします

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 (注 1 0)

申請人 〇〇商事株式会社 (注 1 0)

埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 (注 1 0)

代表取締役 富士見 太郎 ㊞ (注 1 0)(注 1 1)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

上記代理人 富士見 次郎 ㊞ (注 1 2)

連絡先の電話番号 000-000-0000 (注 1 3)

さいたま地方法務局 御中

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。
※(注〇)などは、記載しないでください。

【記載例 2】株式会社の支店変更

※受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書 (注 1)

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 (注 2)

1. 商 号 マルマルショウジ
〇〇商事株式会社 (注 3)

1. 本 店 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 (注 4)

1. 登記の事由 町名地番番号変更による支店の変更 (注 5)

1. 登記すべき事項 令和 8 年 1 0 月 1 0 日区画整理による町名地番番号変更

支店番号 〇

支店の所在地 埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 (注 6)

1. 登録免許税 登録免許税法第 5 条第 5 号の規定により免除 (注 7)

1. 添付書類 町名地番変更証明書 1 通 (注 8)

代理権限証書 1 通 (注 9)

上記のとおり登記の申請をします

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇 (注 1 0)

申請人 〇〇商事株式会社 (注 1 0)

埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 (注 1 0)

代表取締役 富士見 太郎 ㊞ (注 1 0)(注 1 1)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

上記代理人 富士見 次郎 ㊞ (注 1 2)

連絡先の電話番号 000-000-0000 (注 1 3)

〇〇地方法務局 〇〇支局 御中

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。
※(注〇)などは、記載しないでください。

【記載例 3】株式会社の本店変更と代表取締役の住所変更(一括申請)

※受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書 (注 1)

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 (注 2)
1. 商 号 マルマルショウジ
〇〇商事株式会社 (注 3)
1. 本 店 埼玉県富士見市 大字鶴馬〇〇〇〇番地〇 (注 4)
1. 登記の事由 町名地番号変更による 本店の変更及び代表取締役の住所変更
(注 5)
1. 登記すべき事項 令和 8 年 1 0 月 1 0 日区画整理による町名地番号変更
本 店 埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 (注 6)
令和 8 年 1 0 月 1 0 日
代表取締役 富士見 太郎 の住所変更
住 所 埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇
1. 登録免許税 登録免許税法第 5 条第 5 号の規定により免除 (注 7)
1. 添付書類 住所変更証明書 〇 通 (注 8)
町名地番変更証明書 〇 通
代理権限証書 1 通 (注 9)

上記のとおり登記の申請をします

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 (注 1 0)
申請人 〇〇商事株式会社 (注 1 0)

埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 (注 1 0)
代表取締役 富士見 太郎 ㊞ (注 1 0)(注 1 1)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇
上記代理人 富士見 次郎 ㊞ (注 1 2)

連絡先の電話番号 000-000-0000 (注 1 3)

さいたま地方法務局 御中

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。
※(注〇)などは、記載しないでください。

【記載例 4】委任状(登記手続きを代理人に委任する場合)

委 任 状

住所 □□県□□市□□町□丁目□番地□
氏名 富士見 次郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

記

1. 令和8年10月10日区画整理による町名地番号変更に伴う本店変更登記、代表取締役の住所変更登記を申請する一切の権限

令和□□年□□月□□日

埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目□□番地□
□□商事株式会社
代表取締役 富士見 太郎 印 (注11)

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

○ 登記に関するお問い合わせ

・ 会社等の登記に関すること

【さいたま地方法務局 法人登記部門】

さいたま市中央区下落合 5-12-1

さいたま第2法務総合庁舎

電話：048-851-1000（代表）

・ 不動産の登記に関すること

【さいたま地方法務局 志木出張所】

埼玉県志木市本町 1-4-25

電話：048-476-1230

発行

富士見市 都市整備部
鶴瀬駅周辺地区整備事務所
埼玉県富士見市鶴瀬東 1－6－39
電話：049－252－2171